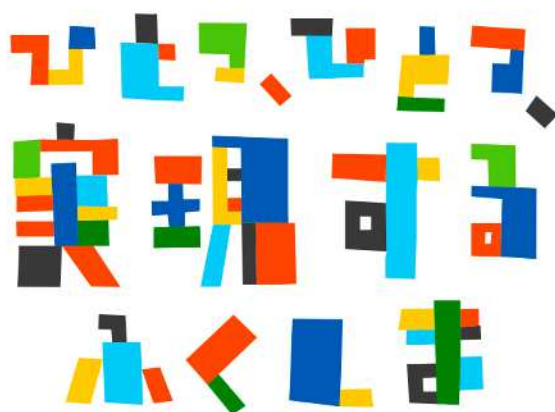


# ふくしまの復興・再生に向けた要求書

【令和3年10月】



福島県町村会  
会長 遠藤 智

福島県町村議会議長会  
会長 小 椋 真



# ふくしまの復興・再生に向けた要求

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「事故」）から10年半余が過ぎる。

事故による避難指示区域はその約8割が解除され、残る帰還困難区域も特定復興再生拠点区域の来年春以降の解除に向け整備が進められているほか、事故被災町村が強く求めている拠点区域以外の帰還困難区域の取り扱いについて、政府の基本的方針が示されるなど、当県の復興・再生は着実に前進している。

しかしながら、当県復興の大前提であり、世界が注視する廃炉・汚染水対策は、使用済燃料や燃料デブリの取り出しといった困難な課題があるほか、海洋放出として基本方針が決定されたALPS処理水については、処分による新たな風評の発生が強く懸念されているなど、なお多くの課題が立ちはだかっている。

よって、東京電力は当県の置かれている厳しい現状を今一度しっかりと認識し、事故原因者の責務として、当県が真の復興・再生を果たせるよう、次の事項について強く要求する。

## 1. 福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みについては、安全を最優先に取り組むこと。また、廃炉にあたっては、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 福島第一原子力発電所において、今後行われる使用済燃料や燃料デブリの取り出しなど、リスクの高い作業に向け、地震・津波対策を含めた設備の信頼性の向上、現場におけるリスク管理の徹底、各対策の重層化を図ること。
- (3) 廃炉作業を担う作業従事者や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策、新型コロナウイルス感染症対策の徹底など、作業従事者が安定的に、安心して働くことのできる労働環境を整備すること。
- (4) 廃炉作業従事者等の宿舎整備にあたっては、地元の意向を踏まえた計画的な整備を行うこと。
- (5) 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組み、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応などについて、県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、当県に対する風評払拭・不安の解消に努めること。
- (6) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国及び東京電力の責任で、その処理・処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分すること。

## 2. ALPS 処理水に対する責任ある対応

- (1) ALPS 処理水の処分にあたっては、タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、IAEAなどの第三者機関による比較測定を行い、処理過程の透明性を高めること。また、地元関係者などの立会いの下、環境モニタリングを実施するとともに、異常が生じた場合の緊急停止措置など、安全対策を徹底すること。さらに処理水の元となる汚染水の発生量をこれまで以上に抑制する対策を講じること。
- (2) ALPS 処理水の処分に対する国内外の懸念払しょく及び理解醸成に向け、環境モニタリング結果など、環境への影響に関する正確、かつ、わかりやすい情報発信を行うこと。
- (3) トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むこと。
- (4) 敷地内に設置されているタンクの管理にあたっては、安全対策等を徹底すること。
- (5) ALPS 処理水の処分によって生じる風評を最大限抑制するための対策を東京電力としても全力で取り組むとともに、対策を講じてもなお、風評被害が発生した場合は、迅速、かつ、被害者に寄り添った賠償を行うこと。特に、賠償対象業種等を限定することなく、損害の実態に見合った適切な賠償を行うこと。

## 3. 被害の実態に見合った的確かつ迅速な損害賠償の実施

- (1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応するなど、被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- (2) 当県の実情や被害者の声をしっかりと把握したうえで、誠意をもって賠償を行うとともに、「新々・総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を賠償に携わる全ての者に徹底・厳守させること。
- (3) 賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保し、請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行うこと。
- (4) 商工業等に係る営業損害の一括賠償については、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意をもって対応すること。  
また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応し、状況の変化を踏まえた的確な賠償を行うこと。
- (5) 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情もしっかりと把握したうえで、損害の範囲を幅広くとらえ、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行うこと。

- (6) 農林水産業に係る営業損害については、依然として県内全域で風評被害が発生している状況を踏まえ、十分な賠償を確実に継続すること。また農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を行うこと。
- (7) 避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについては、農林漁業者への丁寧な周知・説明を行い、被害の実態に見合った賠償を確実に行うこと。  
また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応すること。
- (8) 帰還困難区域はもとより、避難指示解除区域、旧緊急時避難準備区域等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実にかつ迅速に行うこと。
- (9) 帰還や避難生活の長期化等により生じる様々な精神的苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、地域の実情や個別具体的な事情等に応じた適切な対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行うこと。  
また、避難指示解除から相当期間経過後も賠償の対象となる「特段の事情がある場合」については、避難指示解除後の現状をしっかりと把握したうえで、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応すること。
- (10) 「原子力損害賠償紛争解決センター (ADR)」が提示する「総括基準」や「和解仲介案」を事故原因者としての自覚をもって積極的に受け入れ、確実にかつ迅速に賠償すること。  
また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず、直接請求によって一律に対応すること。
- (11) 住民の安全・安心を守るため、町村が行ってきた様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施した風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、最後まで確実に賠償するとともに、原発事故に対応するための職員人件費、原発事故によって生じた目的税はもとより普通税の減収分についても確実に賠償すること。また、ALPS処理水の処分に伴う風評被害を最小にとどめるために町村が実施するあらゆる風評対策に係る費用についても、確実に賠償の対象とすること。
- (12) 公共財物の賠償については、町村等の意向を十分踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応すること。

※令和3年9月1日現在の町村一般会計に係る損害賠償請求額・支払額の状況は  
4頁のとおり。

【令和3年9月1日現在 県市町村財政課・県町村会 調べ】

## 原子力損害賠償 請求・支払い状況（一般会計）

（単位：円、％）

町 村 名	請 求 額	支 払 額	率
桑 折 町	706,271,853	29,643,956	4.2
国 見 町	331,721,278	157,113,830	47.4
川 俣 町	2,100,220,334	779,559,150	37.1
大 玉 村	95,292,607	95,292,607	100.0
鏡 石 町	163,027,144	27,118,228	16.6
天 栄 村	247,690,196	33,601,470	13.6
下 郷 町	1,207,110	1,207,110	100.0
檜 枝 岐 村	2,903,535	2,903,535	100.0
只 見 町	2,311,600	989,787	42.8
南 会 津 町	13,190,593	13,190,593	100.0
北 塩 原 村	35,016,450	35,016,450	100.0
西 会 津 町	28,150	28,150	100.0
磐 梯 町	8,563,341	8,547,591	99.8
猪 苗 代 町	185,574,249	93,758,764	50.5
会 津 坂 下 町	6,410,445	6,410,445	100.0
湯 川 村	0	0	—
柳 津 町	480,340	57,240	11.9
三 島 町	0	0	—
金 山 町	85,063	85,063	100.0
昭 和 村	0	0	—
会 津 美 里 町	354,375	354,375	100.0
西 郷 村	463,148,885	91,826,851	19.8
泉 崎 村	8,205,289	8,205,289	100.0
中 島 村	110,414,983	10,182,561	9.2
矢 吹 町	481,915,193	32,478,063	6.7
棚 倉 町	32,121,123	30,469,183	94.9
矢 祭 町	19,272,249	19,272,249	100.0
塙 町	13,849,906	12,589,383	90.9
鮫 川 村	366,086,451	363,907,329	99.4
石 川 町	48,214,242	48,214,242	100.0
玉 川 村	2,394,090	2,394,090	100.0
平 田 村	4,735,131	4,735,131	100.0
浅 川 町	16,819,611	14,141,177	84.1
古 殿 町	26,208,565	19,946,565	76.1
三 春 町	87,149,352	37,425,646	42.9
小 野 町	84,153,600	84,153,600	100.0
広 野 町	401,757,207	217,396,688	54.1
檜 葉 町	4,810,901,778	3,736,367,377	77.7
富 岡 町	5,504,885,298	4,629,593,297	84.1
川 内 村	1,627,148,817	1,346,571,193	82.8
大 熊 町	12,133,928,599	11,269,216,879	92.9
双 葉 町	19,603,575,288	7,392,183,829	37.7
浪 江 町	26,880,703,977	3,305,392,568	12.3
葛 尾 村	1,045,217,904	954,342,146	91.3
新 地 町	32,293,576	28,211,100	87.4
飯 舘 村	544,119,688	446,813,501	82.1
<b>合 計</b>	<b>78,249,569,465</b>	<b>35,390,908,281</b>	<b>45.2</b>